一般社団法人
日本フェムケア協会
会員規約

会員規約

本規約は、一般社団法人日本フェムケア協会（以下、「当協会」という。）が主宰する教育事業（以下、「本事業」という。）における当協会と後記の会員署名欄に署名した者（以下、「会員」という。）との間の契約関係に適用する。

（個別契約との関係）

第１条　本規約は、当協会と会員との間の本事業に関する基本的なルールを規定するものとし、当協会と会員とが本規約とは別の書面により、本規約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その別の書面の約定が優先する。

（本資格の付与）

第２条　次に掲げる全ての要件を満たした場合、当協会によるエアメソッド資格（以下、あわせて「本資格」という。）が付与されるものとする。

（１）当協会が主宰する各資格認定講座を受講し修了し、各資格認定試験に合格をすること。なお、当該講座の開催の要項、講座の内容、修了の要件等については、当協会が別に定める規定によるものとする。

（２）本規約に同意をすること。

（３）その他、当協会が別に指定した要件がある場合はその要件を満たすこと。

２　本規約の効力が終了した場合、本資格の付与の効力は喪失するものとする。

（有効期間と更新）

第３条　本規約の効力の有効期間は、会員が前条第１項により本資格の付与を受けた日から 1 年間とする。次項により更新をする場合は、更新後の有効期間は 1 年間とし、以後も同様とする。

２　会員が、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本規約の効力は自動で更新されるものとし、会員は本資格の付与を受け続けるものとする。

（１）当協会が定める会費の支払いを怠っていないこと。

（２）当協会の定める内容及び時間数のフォローアップ講座を受講していると。

（３） 会員のスキルを維持、向上する等の目的で当協会が研修を開催する場合は、当該研修を受講し修了すること。

（４）本規約の有効期間満了の１か月前までに、当協会より本規約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと。

（５）本規約に違反していないこと。

（６）次項の異議を述べていないこと。

３　本規約の有効期間満了の１か月前までに、当協会が、会員に対して更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の規約内容を通知した場合において、会員が

当協会に対し当該通知の日から２週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなす。

4　前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

（会員の権利）

第４条　会員は当協会より本資格の付与を受けた場合は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

（１）当協会の開催するフォローアップ講座を受講する権利。

（２）当協会の開催する各種セミナーを会員価格で受講する権利。

（３）以下の呼称をサービス名及び資格名（肩書き）として使用する権利。

・エアメソッド

・エアメソッドフェムケアスペシャリスト

・ファーストフェムケア

（４）当協会から業務を紹介、あっせんされ、それを受託する権利。ただし、当協会が一定数の業務の紹介を保証するものではない。

（５）当協会のホームページから顧客の紹介・予約誘導を受ける権利。ただし、当協会が一定数の顧客の紹介を保証するものではない。

（６）当協会の保有するロゴを当協会が別に定める用法に従い使用する権利。

（７）その他当協会が別に定める権利がある場合はその権利。

（会費）

第５条　会員は、当協会に対し、月会費 3,000 円を、当月分前月末日限り、乙名義のクレジットカードを利用して支払わなければならない（金額は消費税別）。月会費の金額は、2 以上の資格を有する場合でも同額とする。

2　前項の月会費は、会員が有効期間中に退会した場合、如何なる退会事由であっても返還しないものとする。ただし、当協会と会員との協議により返還する場合がある。

3　会員が、当社が開催する講座「エアメソッドフェムケアスペシャリスト養成講座」を受講した場合、第１項の費用のうち１２ヵ月分を支払ったものとみなす。

4　第１項の月会費は、経済情勢の変動等の理由により変更する場合がある。

（通知の方法）

第６条　当協会から会員に対する通知の方法は、電子メールによる方法その他当協会が定める方法をもってする。

(変更の届出)

第７条　会員は、当協会へ伝えたその氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号、そ

の他の個人に関する情報に変更が生じた場合には、その変更があった時から 1 週間以内にその旨及び変更後の内容を当協会に対して通知しなければならない。

2　当協会は、会員が前項の通知を行わなかったことによる会員の不利益についての責任を負わないものとする。

3　第 1 項の通知を怠ったことにより、当協会から会員に対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとみなす。

（遵守事項）

第８条　　会員は、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間が終了した場合においても、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、当協会によって開示された、もしくは本規約の履行過程で取得した、当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を本規約の目的以外に使用し、第三者に開示してはならない。

2　会員は、会員活動上知り得た当協会その他関係者の個人情報の取扱いについては十分留意し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、会員は直ちに当協会へ報告するとともに、以後の対応について当協会の指示に従い処理しなければならない。

3　会員は、次の各号に定める行為をしてはならない。ただし、事前に当協会の書面による承諾を得た場合はその限りでない。

（１）当協会名又は会員名をもってテレビ・ラジオ・雑誌・新聞・WEB メディアなどに出演し、掲載されること、その他一切の広告を行うこと。

（２）当協会より受領したテキスト等の著作物（以下「テキスト等」という。）を第三者に配布すること。

（３）私的利用の範囲を超えてテキスト等を複製・改変等をすること。

（４）当協会が主宰する各資格認定講座の内容、テキスト等（内容も含む。）、習得した技術等を、WEB サイト、SNS 等に掲載するなどして、第三者が閲覧できる形で公衆に送信すること。

（５）当協会が行うものと同一、同種、類似の技術を指導する講座を開催すること。

（６）本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間が終了後５年間、当協会、当協会の代表者、当協会の代表者が主宰する別法人が設定の登録をした商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形及び記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をすること。

（７）本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後２年間、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業（認定講師を育成する事業、民間資格を発行する事業を含む。）を行うこと、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもって役務も提供し、協力すること。

（８）会員の資格名及び当協会に主宰する講座において習得した知識、ノウハウ等をもって、関係諸法令に違反する行為（営業行為、施術等を含み、それらに限られない。）を行うこと。
（９）その他当協会の社会的信用を失墜する行為をすること。

（契約の地位）
第９条　　会員は、本規約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに契約上の地位（本資格の付与を受けた地位を含む。）を第三者に譲渡することができない。

（個人情報の取扱い）
第１０条　当協会及び会員は自らが個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱業者に該当する場合は、同法及び同法の関係法令並びに経済産業省の示す同法に関連する各種のガイドラインを遵守し、各々が別に定める利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を適正に取扱うものとする。
２　当協会は、会員より個人情報を取得した場合、次の各号に掲げる目的の範囲内でこれを取り扱うものとする。
（１）当協会への意見や感想をもらうため。
（２）市場調査、顧客動向分析その他、当協会の経営及び運営上必要な分析を行うため。
（３）当協会のマーケティング活動に利用するため。
（４）業務上必要な連絡をとるため。
（５）その他当協会のサービスを適切かつ円滑に提供するため。

（解除と資格の喪失）
第１１条　会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、当協会は本規約に基づく契約関係を解除し、会員の本資格を喪失させることができる。
（１）第８条に規定する禁止行為を行った場合。
（２）本規約、当協会が別に定める規定、当協会との契約又は法令に違反した場合。
（３）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
（４）本規約及び当協会が別に定める規定等により通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合。
（５）会員としての品位を欠き、相応しくない態度をし、又は相応しくない言動をした場合。
（６）当協会又は当協会の関係者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
（７）当協会の事業活動を妨害する等により、当協会の事業活動に悪影響を及ぼ

した場合。

（８）本資格の付与を受け続けることが妥当でない事由があると当協会が判断した場合。

（９）本資格の更新に関し、第 5 条第 1 項の会費を期日までに支払わず、当協会からの督促にも応じない場合。

（１０）会員が死亡した場合。

（１１）会員が当協会に対して本資格の喪失を申し出てから 2 か月を経過した場合。

2　会員は、前項その他の事由により、本資格を喪失した場合、当協会に対して、既に支払った会費、本事業に関する各講座の受講料、本資格の認定料、その他何らの返還の請求もできず、本規約から生ずる一切の権利を喪失するものとする。

3　会員は本資格を喪失した場合、当協会から会員として活動するために受領した情報の一切を、当協会に対し返却し、返却のできないものは破棄をした上で、その破棄に関する適切な証明書を当協会に提出するものとする。

（退会）

第１２条　会員が有効期間中又は有効期間満了時において当協会を退会しようとするときは、退会日を月末日とし、その前月末日までに当協会に申し出なければならない。

2　会員が前項により当協会を退会するときは、前条第 2 項及び第 3 項を適用するものとする。

（損害賠償）

第１３条　会員は故意又は過失により当協会に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負う。

2　会員は、本規約に違反して当協会に損害を与えた場合、当協会に対し、違約金として金 100 万円を支払わなければならない。なお、当協会の損害が違約金の金額を超える場合には、当協会が会員に超過部分を請求することは妨げられない。

（確認条項）

第１４条　本資格の付与は、当協会が会員に対して、会員の事業における成果を何ら保障するものでないことを確認する。

2　当協会と会員とは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合弁等の関係がないことを確認する。

3　当協会から会員に対する通知があった場合、会員がその通知内容を覚知していないことによる不利益については、会員に何らの事情があろうとも当協会はその責任を負わないことを確認する。

（専属管轄）
第１５条　本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）
第１６条　本規約の内容について協議が生じた場合、または定めのない事項については、審議誠実の原則に従い、協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上の各条項につき、私は、同意をします。

年　　月　　日

〔一般社団法人日本フェムケア協会会員〕

（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞